

4月7日（火）新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置について

「臨時休業措置」「感染症対策」「学校給食」「児童の預かり」の文書を明日4月8日（水）にお子さんを通じて配付しますのでご確認ください。

- 家庭訪問…4月20日（月）、21日（火）、22日（水）中止します。
ただし、感染予防のため4月13日（月）～17日（金）まで電話訪問をさせていただき、お子様の様子を伺う予定です。
- PTA総会、授業参観・学級懇談会…4月25日（土）中止とします。
これに伴って4月25日（土）を休みとし、4月27日（月）は登校日に戻します。
- 給食は、5月7日（木）から開始する予定です。
- 児童の預かりについて詳しくは、4月8日に文書で配付します。

※詳しいことは、ホームページや4月8日に配付する文書をご覧ください。